

千葉県立九十九里高等学校 いじめ防止基本方針（全日制）

平成26年 2月 6日策定

平成30年12月20日改定

千葉県立九十九里高等学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、いじめ防止のための基本方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定最終改定平成29年3月14日。以下「国方針」という。)及び「いじめ防止基本方針」(千葉県・千葉県教育委員会平成26年8月20日最終改定平成29年11月15日。以下「県方針」という。)にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであると認識し、本校の生徒の尊厳を保持するため、本校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、本校の基本理念、基本方針及びいじめの防止等のための対策を次のとおり定め、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法第2条(定義)】

第2 基本理念

いじめの防止等のための対策は、

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、千葉県教育委員会、近隣教育機関、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

【法第3条(基本理念)】

第3 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生

している場合もあるため、発生した事案と、その背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断する。その調査の結果、学校がいじめと認知した事案であっても、生徒への指導や保護者への説明等に「いじめ」という言葉を使わず、柔軟に対応し対処することも可能とする。（例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する。）

【法第 8 条（学校及び学校の教職員の責務）】

第 4 学校基本方針

本校は、

- (1) 本校の教育目標及び国・県方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を、千葉県立九十九里高等学校いじめ防止対策委員会及び職員全体での協議をとおして策定する。
また、策定した基本方針については、ホームページ等で公表する。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、策定した基本方針が実情に即して機能しているかを調査分析し、また、学校評価等の結果も参考にして、必要に応じ見直しを行う。

【法第 13 条（学校いじめ防止基本方針）】

第 5 基本的施策

本校は、

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

【法第 15 条第 1 項（学校におけるいじめの防止）】

- (2) 生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって本校に在籍する生徒が自主的に行うものに対する支援、本校に在籍する生徒及びその保護者並びに本校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、学校だより、PTA、学年集会等で啓発する。

【法第 15 条第 2 項（学校におけるいじめの防止）】

- (3) 本校におけるいじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

【法第 16 条第 1 項（いじめの早期発見のための措置）】

- (4) 本校に在籍する生徒及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。

【法第 16 条第 3 項（いじめの早期発見のための措置）】

- (5) 相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

【法第16条第4項（いじめの早期発見のための措置）】

- (6) 本校教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

【法第18条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）】

- (7) 本校に在籍する生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

【法第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）】

- (8) 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員、心理、福祉等の専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）を置くものとする。

【法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）】

- (9) 校長は、いじめの通報を受けたときその他本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を県教育委員会に報告する。

【法第23条第2項（いじめに対する措置）】

- (10) 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、本校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

【法第23条第3項（いじめに対する措置）】

- (11) 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

【法第23条第4項（いじめに対する措置）】

- (12) 本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

【法第23条第5項（いじめに対する措置）】

- (13) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

【法第23条第6項（いじめに対する措置）】

- (14) 校長及び教職員は、本校に在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、本校規程による特別指導^⑩又は学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を、当該生徒に対して加える。

【法第25条（校長及び教員による懲戒）】

- (15) 以下に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

また、本校で調査を行う場合においては、県教育委員会に必要な指導及び支援を仰ぐ。

一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【法第28条（重大事態への対処）】

- (16) 重大事態による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

【法第28条（重大事態への対処）】

- (17) 学校評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うこととし、実施に当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

【法第34条（学校評価における留意事項）】

I いじめ防止対策委員会

構 成 員	
① 全構成員	校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当者、当該担当学年・部活動等教諭、養護教諭、生徒会の代表（意見聴取のみ）開かれた学校づくり委員、学校医、（警察）スクールカウンセラー（東上総教育事務所）

②事務局	教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当者、学年主任、養護教諭
③緊急時対応会議	校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当者、当該担当学年・部活動等教諭、養護教諭、その他関係職員、スクールカウンセラー（東上総教育事務所）専門的な知識を有する者（児童生徒課）

1 いじめが発生している、もしくはその疑いがあるなど、事案の大小、段階を問わず、全ての教職員がいじめ防止対策委員会の招集を要請することができる。

2 いじめ防止対策委員会の役割

(1) 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(2) 早期発見・事案対処

いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

II 教職員の指導

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

Ⅲ 早期発見のための具体的な方策

1 アンケート調査の実施

(1) 実施時期

①第1学期末及び第2学期末 ②必要と判断した場合

(2) 実施方法

いじめ加害者による圧力等がかからないように配慮する。

(3) 調査・アンケート結果については、慎重に事実確認を行う。

(4) いじめの事実（又はその疑い）があった場合は、結果を被害生徒及び保護者へ情報提供する。また、加害生徒及び保護者にその事実を通知する。ただしその情報提供や通知の方法については、「第1項、第3 学校及び教職員の責務」を参考とし柔軟な対応により、対処することも可能である。

2 教育相談窓口の周知

(1) セクハラ相談窓口と同様とする。

(2) 相談窓口に関する文書を学年始めに生徒全員に配付する。また、教室、廊下等の掲示板、ホームページに相談の窓口について掲示する。この際、校内の相談窓口に加え、学校以外の相談窓口（子どもと親のサポートセンター、24時間いじめ電話相談、ヤングテレフォン等）についても示す。

(3) 相談しやすい環境を整える。相談することや通報することの指導をする。特に以下の点について指導する。

- ・いじめられていることを恥ずかしいでないと考えないこと
- ・相談、通報は適正な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないこと

3 保護者面談

保護者面談・三者面談時に、必ずいじめについての項目を入れて面談する。

Ⅳ いじめ発生時（重大事態を含む）対応マニュアル

1 報告・連絡体制

いじめの事実（又はその疑い）があると判断した場合は、直ちに以下の経路で報告する。

(必要に応じて)

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

警察
関係機関

校長→学校安全保健課（043-223-4090）→教育長→知事
→児童生徒課（043-223-4055）
→東上総教育事務所（0475-23-8125）

2 いじめ発生時の対応

- ・被害者の心情を理解した生徒や保護者への対応に心がける。
- ・加害者や周辺生徒への聞き取り調査において、次の点に留意する。
＜聴取体制、記録の保存、聴取場所の環境や休憩時間、暴言や威圧的な言動＞
- ・加害被害以外の「観衆」的な生徒や「傍観者」の立場をとる生徒に対しても指導する。
- ・被害生徒への心のケアに配慮する。(スクールカウンセラーに依頼する等)

V いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

VI その他

- 1 いじめの発見～解消の過程において、記録（メモ、レジュメ、音声、画像等）を残し、有効かつ適切に活用する。
- 2 道徳教育に関しては、道徳の全体計画・年間指導計画による。

- 3 「命を大切に作るキャンペーン」等については、生徒指導部による生徒指導年間計画による。
- 4 生徒の自主的活動については、生徒会の年間行事計画による。
- 5 いじめに関する日常的な対応や早期発見のための具体的な取組については、本校いじめ防止対策委員会事務局が策定する。
- 6 教職員の研修計画は、別途定める。ただし、次の内容が含まれるものとする。
 - ・「分かる授業」の展開
 - ・授業以外の時間の生徒観察方法
 - ・勝利至上主義や過度の競争意識について
 - ・加害生徒に対する指導方法や保護者に対する助言の方法
 - ・教師の不適切な言動がいじめを助長することもある等、教師の生徒に対する適切な発言方法
- 7 生徒・保護者への啓発活動には、「教員の発言」や学校の「暴力暴言の排除」に対する基本姿勢、「分かる授業」への取組等についての内容が含まれるものとする。